

自己評価にあたっての留意事項

平成30年 4月 1日版 (平成30年4月1日施行)

【注意事項】 H30.04.01
今回の改定・加筆箇所を「赤文字」で表記しています。

【H30.04.01版の主な改正点】
・障がい者雇用の法定雇用率を2.0%⇒2.2%に引き上げ。(法律改正に基づくもの)

1 一般的な留意事項

技術評価点自己評価表(以下「自己評価表」という。)(別記様式第1号)の作成・提出にあたっては、入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書(以下「個別説明書」という。)の内容を十分確認の上、あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式試行要領で定める技術資料(別記様式第2号～第6-4号)などを作成し、誤りがないよう注意してください。

また、自己評価表(別記様式1号)及び簡易な施工計画(別記様式2号)は、電子申請システム(電子入札システムとは異なることにご注意ください。)により提出する必要があります。その際、平成29年4月1日付けで公表した「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出に関する留意事項について(周知)」をご確認ください。

【特定共同企業体(以下「企業体」という。)で入札に参加する場合の留意事項】

- 企業体の評価は、企業体構成員の出資比率により比例按分の評価とし、構成員全員を評価します。
(ただし、配置予定技術者の能力を評価する「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに企業の地域・社会貢献度を評価する「市内企業の活用」の評価項目には、該当しないものがあります。)
- 評価の方法は、各評価項目ごと、企業体の構成員ごとに、出資割合を乗じた点数(少数点以下第6位四捨五入5位止)を算出した後、各評価項目ごとに集計(少数点以下第4位四捨五入3位止)し、企業体の技術評価点を求めます。
- 企業体の構成員の自己評価にあたっての留意事項についても、この「自己評価にあたっての留意事項」に記載する内容と同様です。
- 企業体で電子申請システムにより自己評価表等を提出する際は、平成29年4月1日付けで公表した「共同企業体で申請する場合の留意事項について」をご確認ください。

【落札候補者となった場合】

落札候補者決定の公表と共に、契約担当課から当該落札候補者にその旨の通知、併せて、技術資料(別記様式第4号～第6-4号)及びその内容を証明する資料、並びに障がい者雇用の評価に関する証明の提出要請の連絡がされます。
当該落札候補者は、落札候補者決定の公表後、その翌日の開庁時間内に上記の提出資料を契約担当課に持参のうえ提出していただきます。事前に準備しておいてください。

【当該入札が無効となり失格となる場合】

- 下記の場合は、当該入札が無効となり失格となります。十分ご注意ください。
- 「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合(複数の総合評価入札案件に同一の配置予定技術者を記載して参加し、先行する入札案件を落札した場合(落札候補者決定の公表をした日を基準日とする)、当該落札案件より後の案件において、配置予定技術者の氏名記入欄が未記入の状態と同様に見做されることとなり、無効となる場合を含む。)
なお、平成29年4月1日付けで公表した「総合評価方式案件における主任技術者及び補助技術者(専任補助者)の専任要件の緩和措置の取扱いについて」に基づく質疑回答により、予め緩和措置の要件を満たすとして確認を受けた入札参加者については、この限りではありません。
 - 「自己評価表」に補助技術者(専任補助者)及び主任(監理)技術者を記入し入札案件を落札したが、いずれかの技術者を配置することが出来なくなった場合。
 - 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合
 - 提出期限内(契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日(落札候補者決定の公表日)の翌日、ただし、翌日が休日の場合は、次の開庁日の開庁時間内)に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合。

【配置予定技術者を他工事と兼任させたい場合】

専任を要する主任技術者及び補助技術者(専任補助者)の他工事との兼任については、建設業法施行令の一部を改正する政令にかかる「現場代理人及び技術者等の適正配置について(一部改正)」(新潟市契約課発、平成28年5月31日付け公表)の要件を満たしていれば兼任できます。ただし、対象案件の入札質疑期間内に入札質疑で問い合わせを行い、予め兼任できることへの回答を得ている場合に限りです。
なお、質疑方法については、平成29年4月1日付けで公表した「総合評価方式案件における主任技術者及び補助技術者(専任補助者)の専任要件の緩和措置の取扱いについて」をご確認ください。

【提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合の方法】

一度提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが、一番最後に提出された「自己評価表」をもって技術評価します。

【審査に関して】

- 落札候補者が提出する技術資料(別記様式第4号～第6-4号)等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合、もしくは疑義が生じた場合などにおいては、下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に技術資料等の内容を証明する書類の提出を求め場合があります。
- 上記技術資料等の内容を証明する書類の追加提出を求められた場合、落札候補者は、速やかな対応を取らなければなりません。
- 上記技術資料等の内容を証明する書類の追加提出がない場合、もしくは速やかな提出がされない場合や書類等の記載内容によっては、自己評価による技術評価点を市で修正し総合評価点を算定し直します。
- その結果、総合評価点が変わったことにより落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

【注意事項】

技術資料(別記様式第1号～第6-4号)、並びに障がい者雇用の評価に関する証明の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますので、十分ご注意ください。
<END>

「公告日」とは、案件ごとの入札公告の公表日のことです。

「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までのことです。

過去5ヶ年度・・・平成25年度から平成29年度
(平成25年4月1日から平成30年3月31日)

過去15ヶ年度・・・平成15年度から平成29年度
(平成15年4月1日から平成30年3月31日)

<END>

【技術評価点自己評価表】は、入札案件公告に添付され、その時点でファイル名は、「yousiki1-KA3_04(D).xls」(一例)となっています。

また、【簡易な施工計画書】については、入札案件公告に添付される「総合評価方式個別説明書」においても説明していますが、新潟市ホームページ【技術管理課(建設工事総合評価方式)】に掲げる【試行要領】よりダウンロードしてください。
その時点でファイル名は、「yousiki7.xls」となっています。

【様式名】

自己評価表 ⇒ yousiki1-パターン番号(パターン番号は、案件により変わります。)
簡易な施工計画書 ⇒ yousiki7
上記の補完図面等 ⇒ yousiki7hokan (添付の必要があり、入札参加者が添付するもの)

<END>

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されます。自己評価表などを添付する際、ファイル名は、入札公告に【案件番号】【業者番号】を加え、次のとおりにしてください。

ファイル名：入札公告の【案件番号】_入札参加者の【業者番号】_入札公告で設定された【様式名】

上記において、「_」は、半角のアンダーバーを表しています。

【記入例】

自己評価表のファイル名： (案件番号)(業者番号(コト))
2018100001_0000012345_yousiki1-TKA3_04(D).xls
(加筆)(加筆) (入札公告で設定してある様式名は、変更しないこと)

【ご注意ください!】当初設定してあるファイル名を変更した場合、入札案件と入札参加者の関係が特定できなくなるため失格として取り扱います。

<END>

前版(平成29年4月1日版)から変更ありの場合のマーク ⇒ [●]

◆補助技術者の配置と総合評価方式での評価について◆(説明事項)

平成28年3月25日付「補助技術者の配置について」(財務部契約課長発出)が公表されています。
この「補助技術者の配置」と総合評価方式との関わりについてお知らせします。

- 新潟市発注工事において、上記「補助技術者の配置について」の要件及び手続を満たし、履行の確認がされた当該工事の補助技術者については、総合評価方式における配置予定技術者の実績評価でも適用することとしております。(説明：公表文において、「本運用に基づいて配置した補助技術者の取扱いは、主任(監理)技術者の取扱いと同様とします。)
- 総合評価方式の審査において必要となる書面は、「工事着手届、現場代理人、主任技術者等決定・変更届」の写し及びコリンズ登録(技術者情報)の写しが必要となります。(必須)

◆配置予定技術者に補助技術者(専任補助者)で評価を希望する場合の評価について

・現場経験が少ないなど、主任技術者(監理技術者)に登用されづらい若手技術者の育成、技術力向上を目的とし、経験豊富な補助技術者(専任補助者)を配置する場合は、補助技術者で評価します。

※ただし、主任技術者または監理技術者は建設業法上の必要な資格を有することを前提とします。
<END>

【ワークライフバランス等の推進について】

配置予定技術者において、介護休暇、育児休暇または産前産後休暇を取得していた場合、もしくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付職員として併任していた場合、それらの期間を評価対象期間に加算します。
<END>

【ワークライフバランス 例示】

<現在>
評価対象期間 ○ヶ年

	介護・産休・育休 派遣期間	
--	------------------	--

<今後>
評価対象期間 ○ヶ年+休業等期間分

加算	介護・産休・育休 派遣期間	
----	------------------	--

4	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり								
				I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事の 実績の取 扱い	構成員 の出資 比率を 適用										
4	工事の 施工能力（必須）	配置予定技術者の能力	国家資格	主任（監理）技術者の有する資格	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	JV工事の 実績の取 扱い	構成員 の出資 比率を 適用	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり								
				※補助技術者（専任補助者）を配置する場合は補助技術者の有する資格												工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2級の国家資格を有する者	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1
				上記以外の資格												0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	

「自己評価表」提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす候補者を4人まで記入することができます。
 （配置予定技術者とは主任（監理）技術者、補助技術者（専任補助者）を指します）
 「入札公告」の工事を施工しうる国家資格を有する者（1級若しくは2級の国家資格を有する者、又は技術士の資格を有する者）が配置予定技術者となる場合、評価の対象となります。
 解体工事の場合、解体工事施工技士は1級と同等の資格と見なします。よって、配点ランクは「2」に該当します。

【国家資格の定義】
 建設業法（第27条第1項）に規定する「技術検定」における「1級」もしくは「2級」の国家資格および建築士法や技術士法で定められた「建築士」「技術士」のみが該当し、その他の資格については「上記以外の資格」として取り扱います。
 <END>

【注意事項】
 ① 配置予定技術者について複数人を予定した場合の評価は、「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」の3項目の評価の合計点が最も低い人を評価します。
 （それぞれの項目をそれぞれ異なる人により評価するものではありません。）
 ② 入札参加申込締切日時点で雇用期間が3ヶ月未満の方は、配置予定技術者として認められません。
 ③ 配置予定技術者として認められる人が配置できない場合、及び技術資料の別記様式第1号に氏名の記入が無い場合、その入札は無効として失格となります。
 ④ 実際の施工に当たって「自己評価表」に記載した配置予定技術者は、病氣、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更はできません。
 特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。
 ⑤ 入札に共同企業体として参加する場合、配置予定技術者の評価は、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。
 ⑥ 【国土交通省総合政策局建設業課長発出 監理技術者制度運用マニュアル】の「二二 監理技術者等の配置の（4）監理技術者等の途中交代」の項において明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事の入札公告案件における「技術評価点自己評価表」に記載する配置予定技術者は、現地施工に係る技術者とし、工場製作のみに係る配置予定技術者は評価の対象外とします。
 契約後、工程計画や施工計画などを経て、工場製作期間における配置予定技術者の交代については上記運用マニュアルを準用します。
 <END>

【注意事項】
 受注者の責により「配置予定技術者」の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。
 【減点値の算定方法】
 減点値 = 8点 × (α - γ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止)
 α：落札時の「配置予定技術者の能力」の技術評価点
 γ：変更することにより再計算した「配置予定技術者」の技術評価点
 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相
 当
 <END>

技術資料の別記様式第5号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。
 【提出が必要な資料】
 記載した全ての配置予定技術者について、下記の資料を提出してください。
 ① 工事を施工しうる法定資格等を証明する書類の写し
 ② 雇用期間が3ヶ月以上となることを証明する資料の写し
 （雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れか）
 ③ 監理技術者にあつては、監理技術者証、監理技術者講習終了証又は指定講習終了証の写し
 <END>

該当しない評価項目
 該当しない評価項目

5	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり	
				I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事 の実績の取 扱い	構成員 の出資 比率を 適用			
5	配置予定技術者の能力 工事の施工能力（必須）	同種工事の 工事成績 （現年度を含まず、 過去5ヶ年度の評 定点（※1⇒前ペ ージに掲げる「企 業の能力を示す【B】工 事成績評定の対象期 間について」をご 覧ください。） （対象とする同種工 事は案件ごとに具 体的に定める）	主任（監理）技 術者又は現場代 理人として従事 した同種工事の 工事成績評定点	82点以上あり	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2	共同企業 体での工 事成績評 定点は、 平成26 年度以降 に共同企 業体で竣 工した工 事の工事 成績評定 点を評価 します。 （出資比 率20% 以上の構 成員に限 る。） <END>	該 当 し な い 評 価 項 目	技術資料の別記様式第5号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。 【注意事項】 下記に掲げる提出書類で評価条件を満たす工事内容・工事規模等が明確に判断できるものを提出してください。 【提出が必要な資料】 配点ランク「2」又は「1」に該当する場合、次の資料を提出してください。 ①「工事成績評定通知書」の写し ②（一財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書等で、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した期間が確認できるもの ③ 変更後設計積算書など、評価対象となる工事の規格、施工数量などが判断できるもの。 <END>	5	
				77点以上あり	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	1.0	1					【注意事項】 ① 配置予定技術者の従事役職が、「主任技術者」又は「監理技術者」若しくは「現場代理人」として従事した場合のみ評価の対象となります。 ② 評価の対象となる配置予定技術者の施工実績は、元請業者として従事した工事に限ります。 ③ 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事または異なる工事に関わらず評価の対象となります。 ④ 契約工期全てに従事していた工事、もしくは技術者が途中交代した工事の場合は、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。 ただし、【国土交通省総合政策局建設業課長発出 監理技術者制度運用マニュアル】の「二二 監理技術者等の配置の（4）監理技術者等の途中交代」の項において明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の1/3以上に「現地施工に係る技術者として」従事していた工事を評価の対象とします。 ⑤ 工場製作のみに係る技術者として従事していた工事については、評価の対象外とします。 ⑥ 入札に共同企業体として参加する場合、配置予定技術者の評価は、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。 <END>
				実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					【ワークライフバランス等の推進について】 配置予定技術者において、介護休暇、育児休暇または産前産後休暇を取得していた場合、もしくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付職員として併任していた場合、それらの期間を評価対象期間に加算します。（右に示す例示を参照してください。） 【注意事項】 ① それらの期間において、現場代理人、主任（監理）技術者、補助技術者として評価の対象となる立場で工事に従事していない場合に限り得る。 ② 災害に係る復旧事業等において、派遣先の業務によって配置技術者となり得ることもありますが、その派遣期間についての業務は、配置予定技術者の実績として認められません。 <END>
	介護・産休・育休 派遣期間															
加算	介護・産休・育休 派遣期間															

6	工事の施工能力(必須)	配置予定技術者の能力	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
						I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事 の実績の取 扱い	構成員 の出資 比率を 適用		
				主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した同種・類似工事の施工実績	国,旧公団,都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2	<p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種・類似工事」の施工実績の要件を満たす現年度(公告日前日まで)及び過去15ヶ年度内にしゅん工した工事が対象となります。</p> <p>【説明】 配置予定技術者(主任(監理)技術者,現場代理人)(以下同じ。)の施工実績は,評価対象工事従事者の施工実績を評価するものであり,入札参加申込みをした企業以外に所属していた時の施工実績も評価の対象となります。(ただし,入札参加申込締切日時点で雇用期間が3ヶ月未満のものは,配置予定技術者として認められません。)<END></p> <p>【注意事項】 ① 配置予定技術者の従事役職が,「主任技術者」又は「監理技術者」若しくは「現場代理人」として従事した場合のみ,評価の対象となります。 ② 評価の対象となる配置予定技術者の施工実績は,元請業者としての従事した工事に限ります。 ③ 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は,同一工事でも異なる工事でも評価の対象となります。 ④ 契約工期全にに従事していた工事,もしくは技術者が途中交代した工事の場合は,当該工事の契約工期(中止期間がある場合,中止期間を除く)の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。</p> <p>ただし,【国土交通省総合政策局建設課長発出 監理技術者制度運用マニュアル】の「二二 監理技術者等の配置の(4) 監理技術者等の途中交代」の項において明記される,橋梁,ポンプ,ゲート等の工場製作を含む工事であって,工場から現地へ工事の現場が移行する契約については,当該工事の契約工期(中止期間がある場合,中止期間を除く)の1/3以上に「現地施工に係る技術者として」従事していた工事を評価の対象とします。 ⑤ 工場製作のみに係る技術者として従事していた工事については,評価の対象外とします。 ⑥ 入札に共同企業体として参加する場合,配置予定技術者の評価は,共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。</p> <p>【配点ランクについて】 発注者が下記の場合は,配点ランク「2」に該当します。 ① 国(公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む) ② 都道府県 ③ 政令指定都市(注1) ④ 旧道路公団等(注2) ⑤ 独立行政法人通則法に定める独立行政法人(独立行政法人設立以前の公団を含む) ⑥ 国立大学法人法に定める法人 ⑦ 日本下水道事業団</p> <p>発注者が財団法人や土地改良区などの場合は,配点ランク「1」に該当します。</p> <p>【注1】 政令指定都市のうち,新潟市が発注した工事の実績には,合併前にしゅん工した旧新潟市以外(新潟市,白根市,豊栄市,小須戸町,横越町,亀田町,岩室村,西川町,味方村,湯東村,月湯村,中之口村,巻町)の工事実績も含まれます。 【注2】 旧道路公団等とは,旧道路公団及び現在の高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社,首都高速道路株式会社,中日本高速道路株式会社,西日本高速道路株式会社,阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことを言います。<END></p> <p>【ワークライフバランス等の推進について】 配置予定技術者において,介護休暇,育児休暇または産前産後休暇を取得していた場合,もしくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付職員として併任していた場合,それらの期間を評価対象期間に加算します。(右に示す例示を参照してください。)</p> <p>【注意事項】 ① それらの期間において,現場代理人,主任(監理)技術者,補助技術者として評価の対象となる立場で工事に従事していない場合に限り得ます。 ② 災害に係る復旧事業等において,派遣先の業務によって配置技術者となり得ることもありますが,その派遣期間についての業務は,配置予定技術者の実績として認められません。<END></p>	共同企業体の出資比率に関わらず, 当該共同企業体のすべての構成員の技術者について,実績を評価の対象とします。 <END>	技術資料の別記様式第5号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に,左記の留意事項を参照のうえ記入し,提出してください。 【注意事項】 下記に掲げる提出書類で評価条件を満たす工事内容・工事規模等が明確に判断できるものを提出してください。 審査において,明確に判断できない場合は加算評価がされないこととなります。 あらかじめ提出書類の点検を行い,必要に応じて工事内容・工事規模等の確認に資する図面を準備し計算書等の作成をして添付してください。 特に, CORINSのデータ入力「代表値」となっている場合等は,判断できないことがあります。必要に応じて工事内容・規模が確認できる図面等を添付してください。 契約金額の記載については,最終請負金額(消費税込み)を記入して下さい。 【提出が必要な資料】 内容を証明するものとして,下記に掲げる書類を提出して下さい。 1 公共機関発注の場合は,(1)~(3)のいずれか必要な書類を提出してください。 (1) ①(一財)日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」(CORINS登録がない場合などに適用)(写しでも可。ただし当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限る。なお,発注機関が発行する「工事実績証明書」は,技術資料提出期間中に提出が可能であることを予め確認してください。) (3) 契約書等の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること)(配置技術者を確認できるもの) ※ 配置技術者を確認できるものとしては,施工計画書の現場組織表,施工実施書,工程管理書面,出勤簿(出面表),労働災害保険契約等に関する書面を挙げる事ができます。(ただし,判断するには複数書面の提出が必要です。) 2 公共機関以外の発注の場合は,(1)(2)の両方を提出してください。 (1) 契約書等の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること)(配置技術者と工事内容を確認できるもの) ※ 配置技術者を確認できるものとしては,施工計画書の現場組織表,施工実施書,工程管理書面,出勤簿(出面表),労働災害保険契約等に関する書面を挙げる事ができます。(ただし,判断するには複数書面の提出が必要です。) (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類 ① 契約書に一括下請禁止事項がある場合は,契約書の写し。 ② 契約書に一括下請禁止事項がない場合は,一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書。 なお, CORINSの竣工時工事カルテ受領書以外を提出する場合は,別途,配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。 【ワークライフバランス等に係る提出が必要な資料】 候補者となった場合,配置予定技術者が,介護休暇,育児休暇または産前産後休暇を取得した事実または派遣の事実や休業,派遣期間が確認できるもの。<END>		
			同種・類似工事の施工実績 ※補助技術者(専任補助者)を配置する場合は補助技術者の施工実績 (現年度(公告日前日まで)及び過去15ヶ年度内の実績) (対象とする実績要件は案件ごとに具体的に定める)	主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した同種・類似工事の施工実績	上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	1					
			同種・類似工事の施工実績	主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した同種・類似工事の施工実績	実績なし。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

該当しない評価項目

【ワークライフバランス 例示】

<現在>
評価対象期間 15ヶ年

	介護・産休・育児 派遣期間	
--	------------------	--

<今後>
評価対象期間 15ヶ年+休業等期間分

加算	介護・産休・育児 派遣期間	
-----------	------------------	--

7	地域・社会貢献度（選択）	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
					I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事の 実績の取 扱い	構成員 の出席 比率を 適用		
7	災害時活動協力	新潟市の災害時応援協定の有無 (現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内の協定)	工事施工場所と同一区内での災害時応援協定の締結実績あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<p>災害時活動協力については、新潟市地域防災計画に基づく公共施設の被害調査、応急対策、応急復旧を目的に新潟市長と協定を締結している場合に評価の対象となります。</p> <p>(新潟市水道事業管理者と締結した災害協定については、評価の対象となりません。)</p> <p>(新潟市と契約締結している「阿賀野川床固め公園施設撤去・復旧業務委託」については、新潟市地域防災計画に基づく協定ではありませんので、評価の対象となりません。)</p> <p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市と災害時応援協定の締結がある場合を評価の対象とし、活動の実績の有無は問いません。</p> <p><END></p> <p>【注意事項】</p> <p>① 災害時応援協定のほか、被害箇所の応急対策等について、各企業が市長と「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」を締結している場合など、その申し合わせ書などで災害活動の対象の位置が明確に工事施工場所と同一区内と判断できる場合、配点ランクは「2」に該当します。また、工事施工場所と同一区以外の場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>② ○○協同組合や△△協会などが新潟市長と災害協定を締結している場合で、その協会等に参加しているだけの場合は、工事施工場所と同一区内とみなしませんので、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p>③ なお、[申し合わせ書]などで災害活動の対象の位置が2区以上にまたがっている場合については、「申し合わせ書」などを取り交わした所管課の属する区が対象となります。</p> <p>(※上記項目については、平成23年7月1日以降公告案件から適用しているものです。)</p> <p>【参考】</p> <p>「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」について、市では、新潟市地域防災計画の応援要請計画において、「大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、住民の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。」こととしており、「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの協定を各種団体や企業などの方々と締結しているものです。</p> <p>災害時応援協定等の締結は、下記の担当課が窓口となります。</p> <p>① 「災害時における応急対策」や「災害時の応援業務」などの包括的協定については、市民生活部危機管理防災局防災課が窓口となります。</p> <p>② 上記協定に基づく「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などの詳細事項の協定については、詳細事項を主管する担当課が窓口となります。</p> <p>新潟市危機管理防災局防災課のホームページ「災害時応援協定について」を参考としてください。 (http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/index_koujo/kyotei.html)</p> <p><END></p>	◎	<p>技術資料の別記様式第6号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。</p> <p>【注意事項】</p> <p>「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区内かどうかが明確になっている場合、その区名を記入してください。</p> <p>新潟市全域を活動の対象としている協定の場合は、工事施工場所と同一区内とみなしませんので「該当する区」は空欄のままにしてください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>① 新潟市と協定を締結している場合は、協定書の写し</p> <p>② 上記に基づき「申し合わせ書」を締結している場合で、災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区内の場合は、「申し合わせ書」の写し及び災害活動の対象の位置が分かる図面等の写し</p> <p>③ 災害活動の対象の位置と工事施工場所と異なる区域の場合は、「申し合わせ書」の写しのみ(図面等の写しについては提出不要です)</p> <p>④ ○○協同組合や△△協会と市長が協定を締結している場合は、企業がそれらの団体に加入していることを証明する書類</p> <p><END></p>			
			上記以外での災害時応援協定の締結実績あり	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1						
			締結実績なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
7	除雪委託契約	新潟市の除雪委託契約の有無 (現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内の契約) (複数の契約がある場合は、何れか1つの契約で判断し評価する。)	工事施工場所と同一区内において 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	2.0	2.0	/	1.0	1.0	1.0	3	<p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市と道路除雪作業の委託契約の締結がある場合に評価の対象となります。</p> <p>評価の対象となる契約は「道路除雪作業委託契約(以下「委託契約」という。)」です。</p> <p>(道路区域における道路除雪及び歩道除雪の契約が対象となります。)</p> <p>(道路区域以外の駐車場等の除雪作業にかかる委託契約は評価の対象となりません。)</p> <p>【評価の対象とする除雪機械とは】</p> <p>道路除雪に必要な主たる機械(除雪グレーダ、除雪ドーザ、スノーローダ、ショベルローダ、タイヤショベルなど及び道路交通確保に用いる融雪材散布車両(以下「除雪機械」という。))</p> <p><END></p> <p>【注意事項】</p> <p>① 委託契約の締結が複数ある場合は、何れか1つの契約で判断し評価します。</p> <p>② 除雪委託契約の活動対象場所、工事施工場所の区、及び除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。なお、国・県道の除雪契約で複数の区にまたがっている契約については、その主たる区で判断します。</p> <p>③ 主たる区とは、活動対象路線の延長距離が一番長い区のことを指しますが、それ以外の区であっても1区内の延長距離が5km以上の場合は、主たる区として取り扱います。</p> <p>「除雪委託契約」の評価項目は8ページへ続きます。↓</p>	◎	<p>技術資料の別記様式第6号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。</p> <p>委託契約の締結がある場合、その活動対象の区名、及び新潟市から除雪機械の貸与の有無について記入してください。</p> <p>【提出が必要な資料】</p> <p>① 新潟市と委託契約を締結している場合、契約書の写し</p> <p>② 委託契約の活動対象の位置が工事施工場所と同一区内の場合、活動の対象の位置が分かる図面等の写し</p> <p>なお、活動対象の位置と工事施工場所と異なる区の場合、図面等の写しの提出は不要です。</p> <p><END></p>			
			工事施工場所と同一区内において 新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	1.6	1.6	/	0.8	0.8	0.8	2						
			工事施工場所と異なる区において 新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり。	1.6	1.6	/	0.8	0.8	0.8	2						
			工事施工場所と異なる区において 新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	1.28	1.28	/	0.64	0.64	0.64	1						

評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事の 実績の取 扱い	構成員 の 出資 比率 を 適用		
除雪委託契約	新潟市の除雪委託契約の有無	契約実績なし	0.0	0.0	/	0.0	0.0	0.0	0	<p>↓ 7ページの「除雪委託契約」から続いています。</p> <p>④ 一つの委託契約において、自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械の双方を使用して除雪作業を行う場合は、新潟市から除雪機械の貸与を受けないものとして取り扱い、評価します。</p> <p>上記の場合、除雪委託契約の区域が、工事施工場所と同一区内の場合、配点ランクは「3」に該当し、工事施工場所と異なる区の場合、配点ランクは「2」に該当します。 <END></p>	◎			
地域内拠点	本社（本店）の所在地 (入札参加申込締切日現在)	本社（本店）が工事施工場所と同一区内に存在する。	0.5	0.5	/	0.5	0.5	/	2	<p>本社（本店）の所在地で判断し、該当する配点ランクにより評価します。</p> <p>(入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。) <END></p>	◎	<p>技術資料の別記様式第1号～第6-4号に、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている本社（本店）の所在地を記入してください。 <END></p>		
		本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する。	0.25	0.25	/	0.25	0.25	/	1					
		本社（本店）が新潟市内に存在しない。	0.0	0.0	/	0.0	0.0	/	0					
新潟市消防団協力事業所	新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無 (公告日現在の認定)	新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	<p>公告日現在において、「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づく新潟市消防団協力事業所としての認定を受け、表示証の交付を受けている場合に評価の対象となります。 <END></p> <p>【参考】 「新潟市消防団協力事業所表示制度」は、新潟市消防局警防課が担当窓口となります。 新潟市消防局警防課のホームページ「新潟市消防団協力事業所表示制度について」を参考としてください。 (http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/syokai/shobodan/hyoji.html) <END></p>	◎	<p>技術資料の別記様式第6号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。</p> <p>表示証の交付が有る場合、その表示証の交付を受けた年月を記入してください。 なお、表示証の有効期限が2年となっています。 更新した場合は、最新の交付年月日を記入してください。</p> <p>【提出が必要な資料】 消防団協力事業所表示証の写し (写しの提出があった場合、表示証には交付を受けた年月しか記載されていませんので、市で交付を受けた年月日を確認し公告日現在での有効性について判断します。) <END></p>		
		該当しない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					
高齢者雇用	高齢者雇用の有無 (公告日現在の雇用、規定)	高齢者を継続雇用している。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	<p>公告日現在における、高齢者（60歳以上の人）の継続雇用や就業規則等への規定により配点ランクを選択します。 <END></p> <p>【注意事項】 ① 60歳に満たない人を公告日前日の1年以上前から継続雇用し、その人が60歳以上に達してもなお雇用保険法に規定する雇用保険の加入を伴って1年以上の雇用契約を締結している場合に評価の対象となり、配点ランク「2」に該当します。 (60歳以上に達してから実際の雇用期間が1年以上経過した人のみが対象となるものではありません。) ② 60歳以上の人を継続雇用していなくても、就業規則等に「高齢者」雇用を規定し、労働基準監督署に提出している場合は、配点ランク「1」に該当します。 ③ 一旦雇用期間が満了した人を、雇用していない期間が1日もなく継続して雇用契約を締結している場合は、継続雇用として取り扱います。 その際の契約内容については、労働時間が不定期な非常勤としての雇用形態であっても継続雇用として取り扱います。 ④ 一旦雇用期間が満了し、その後、1日でも自社に雇用していない期間がある場合の再雇用は、継続雇用として取り扱いません。 ⑤ 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として継続して任用する場合は、評価の対象となりません。 ⑥ 親会社の子会社に対して明確な支配力（例えば、連結子会社又は親会社の身分を保持したまま子会社の支配的身分を兼ねている場合など）を有し、親会社間で採用、配置転換等の人事管理を行っている場合は、当該雇用されている者が所属する会社の高齢者雇用として扱います。 なお、今まで自社で雇用していなかった60歳以上の人を新規に雇用した場合は、高齢者雇用での評価の対象にはなりません。新規雇用（雇用状況）での評価の対象となる場合がありますので、そちらの留意事項を参照してください。 <END></p>	◎	<p>技術資料の別記様式第6号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。</p> <p>【注意事項】 ① 雇用契約が無い場合、就業規則等に60歳以上の継続雇用などに関する規定の有無について記入してください。 ② 60歳以上の人の雇用が有る場合、その人を60歳未満のときから継続雇用していることを証明する資料として、次の資料を提出してください。 【提出が必要な資料】 ① 公告日現在において、雇用期間を定めていない、もしくは1年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の写し（継続しての雇用状況が確認できる証明書となります。） ③ 就業規則等に「高齢者」雇用を規定し、労働基準監督署に提出している場合は、その写しなど証明できるもの。</p> <p>何らかの事由により、上記①もしくは②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は、継続雇用を証明する資料として、その理由の説明書および該当する月（公告日前日の1年前の月から公告日の属する月）の資金台帳や給与等の振込一覧表の写しもしくは健康保険被保険者証の写しなどを別途提出してください。</p> <p>なお、雇用者に雇用条件通知書を交付していない場合は、次の事項が記載された証明書類（雇用者及び被雇用者双方の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ① 雇用した日付 ② 雇用期間（雇用期間の定めが無い場合はその旨） ③ 就業の場所 ④ 一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <END></p>		
		上記に該当しないが、就業規則等に規定している。	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1					
		上記を規定していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

9	地域・社会貢献度（選択）	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
					I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事の 実績の取 扱い	構成員 の出資 比率を 適用		
9		障がい者雇用	障がい者雇用の有無 (公告日現在の雇用)	障がい者を法定雇用率以上で継続 (1ヶ年以上)して雇用している。			0.5			0.5	1	<p>公告日現在における「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に該当する障がい者の雇用を評価するもので、法定雇用率を基に評価します。 この評価は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき認定された者で障害者手帳の交付を受けている者を評価対象とします。 この評価は、公告日現在において、次の要件を満たす障がい者を評価対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に1年以上継続して雇用されている者 1年未満の継続雇用ではあるものの、1年以上の雇用が確実に見込まれる者 <p>【説明】 <u>法定雇用率とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定めるもので、2.2%です。(平成30年4月1日改正)</u> (この評価においては、雇用期間の要件があります。)</p> <p>雇用者数の算定においては、関係法令に基づき下記のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 週の所定労働時間が30時間以上の障がい者については、実際の雇用者数で算定します。 (1人 ⇒ 算定後 1人) 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は、実際の雇用者数に0.5を乗じて得た人数で雇用者数を算定します。 (1人 ⇒ 算定後 0.5人) <p>ただし、精神障がい者については、雇用開始から3年以内または「精神障害者保健福祉手帳」の交付から3年以内であれば雇用者数で算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度身体障害者および重度知的障害者については、上記算定の際に2を乗じて算定します。 (30時間以上の労働 1人 ⇒ 算定後 1人×2=2人) (20時間以上30時間未満の労働 1人 ⇒ 算定後 0.5人×2=1人) <p>【算出例：建設業（除外率20%）に属する雇用労働者数110人の企業の場合】 常用労働者数：100名、短時間労働者数：10名（内、障がい者数：6名） ・(100人+10人×0.5)×(1-0.2)=84名（基礎となる常用雇用労働者数） ・障がい者について、換算後の人数が6.5名の場合 (6.5÷84)×100=7.7% となります。 上記算出例では7.7%となり、法定雇用率2.2%以上のため、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>【注意事項】 法定雇用義務人数を算定するための雇用労働者数（除外率相当労働者数を控除する前）は、入札参加者名簿登録時の「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」時に登録された総職員数を採用することとし、技術評価点を算定いたします。 上記申請後に総職員数が変わり変更申請を行った場合であっても、総職員数は上記申請時の総職員数で算定します。 毎年6月1日現在で公共職業安定所（ハローワーク）に報告している「障害者雇用状況報告書」とは異なりますのでご注意ください。</p> <p>雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者として、例えば、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として任用した者については、評価の対象としません。</p> <p><END></p>		左記の留意事項を参照のうえ、別記様式第6-1号「障がい者雇用チェックシート」に記入し提出してください。	<p>【注意事項】 雇用状況（新規雇用）の評価と重複することができます。</p> <p>【提出が必要な資料】 障がい者と雇用契約があることを証明する資料として、また、評価基準の条件を満たすことが確認できる資料として、評価対象者全てについて、次のものを提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公告日現在において、雇用期間を定めていない、若しくは1年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し (継続しての雇用状況が確認できる証明書となります。) 提出は不要ですが、契約担当部署で障害者手帳の記載内容の確認を受けてください。 <p>(補足説明) 個人情報保護の観点から、障がい者手帳の提出、あるいはそのコピーの提出を求めないこととしています。このため、技術資料を契約担当部署に提出する際、評価対象者全てに関して、障害者手帳（確認がとれる部分の写しでも可）により確認させていただきますので、必ず持参して確認を受けてください。</p> <p>何らかの事由により、上記①もしくは②の資料で継続雇用していることが証明できない場合は、継続雇用を証明する資料として、その理由の説明書および該当する月（公告日前日の1年前の月から公告日の属する月）の賃金台帳や給与等の振込一覧表の写しもしくは健康保険被保険者証の写しなどを別途提出してください。</p> <p>雇用者に労働条件通知書を交付していない場合 次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇用した日付 雇用期間（雇用期間の定めが無い場合は、その旨の記載があるもの） 就業の場所 一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <p><END></p>	9
		次世代育成支援 対策への協力	就業規則等での育児休業制度及び介護休業制度に関する規定の有無 (公告日現在の規定)	育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2	<p>公告日現在において、関係法令に基づく育児休業制度および介護休業制度の規定がある就業規則があり、労働基準監督署に提出している場合に評価の対象となります。</p> <p>次世代育成支援とは、次代の社会を担う子供を育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みのことです。</p> <p>【注意事項】 ① 育児休業制度および介護休業制度の両方の規定がある場合、配点ランクは「2」に該当します。 ② いずれか一つの規定がある場合、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p><END></p>		技術資料の別記様式第6号【地域・社会貢献度等確認資料】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。	<p>【提出が必要な資料】 左記の規定がある場合は、労働基準監督署に提出し受付印が押印されている就業規則の写し</p> <p><END></p>	
				育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している。	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	1					
				規定していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0					

11	地域・社会貢献度（選択）	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
					I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事の 実績の取 扱い	構成員 の出資 比率を 適用		
		市内企業の活用	一次下請を含む市内企業の活用状況 (入札参加申込締切日現在)	<p>自社及び一次下請の施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。</p> <p>上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である。</p> <p>上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である。</p> <p>上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である。</p> <p>上記に該当しない。</p>	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	<p>市内企業の活用は、公告案件に対する受注者の施工体制により評価するものです。過去の実績等により評価するものではありません。 <END></p> <p>「市内企業の活用」評価は、「元請の請負金額」に対する市内に本社(本店)が所在する企業が施工する工事費総額(元請による自社施工に係る工事金額及び一次下請施工に係る下請金額の総額)の割合区分により、該当する配点ランクにより評価します。 上記において、共同企業体で入札に参加する場合も同様とします。 「割合(%)」=「工事費総額(上記参照)」÷「元請の請負金額」 【参考：元請の当社(本店)が市内の場合】 「自社施工の工事費」=「元請の請負金額」-「1次下請の下請金額の総額」</p> <p>入札参加者の当社(本店)の所在地は、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。 「市内企業の活用」評価の確認は、施工体制台帳などを基に行います。</p> <p>【上記に関する補足説明：元請の当社(本店)が市内の場合】 ① 元請が行う自社施工に係る工事金額は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事において、同条第5項に規定する発注者から請け負った元請の「請負金額」より同条第4項に規定する下請契約を締結した「一次下請施工に係る下請金額の総額」を控除したものです。 ② 一次下請施工に係る下請金額の総額とは、建設業法第2条第1項に規定する建設工事を同条第4項に規定する下請契約を締結したもののうち、一次下請に該当するものの合計額のことです。</p> <p>なお、上記において元請人が自ら購入した「資材、製品及び消耗品等」及び元請人が自ら契約した「機材、機器等のレンタル又はリース、施工図作成業務、清掃業務、家屋調査業務、及び建設廃棄物処理業務等」は、元請人による自社施工に係る工事費となります。 また、一次下請人が自ら購入したものや契約したものの取扱いも上記同様に一次下請人による一次下請施工に係る工事費となります。 <END></p> <p>【注意事項】 受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は、「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。</p> <p>【減点値の算定方法】 減点値=8点×(α-κ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α：落札時の「市内企業の活用」の技術評価点 κ：達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <END></p>			<p>技術資料の別記様式第6号【地域・社会貢献度等確認資料】に、請負金額に対する市内に本社(本店)が所在する企業が施工する工事費総額との割合により記入してください。</p> <p>【市内企業活用の確認方法】 施工体制台帳などにより市内企業の活用状況を確認します。 <END></p>	11

該当しない評価項目

13	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
				I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工 事 の 取 扱 い	構 成 員 の 出 資 比 率 を 適 用		
新規雇用 (必須)	雇用状況	新規雇用及び解雇の有無 (公告日前日から過去2年間の実績)	解雇がなく、新規雇用あり。 入札参加登録時の総職員数の4%以上の新規雇用	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3	<p>公告日前日から過去2年間に新規雇用者（満年齢が65歳未満のものに限る）がいる場合、もしくは1人も解雇者がいない場合に評価の対象となります。 公告日前日から過去2年間に1人でも解雇者がいる場合は評価の対象となりません。 <END></p> <p>【解雇者に該当する場合の例】 ① 実質は懲戒解雇、若しくは自主退職等であったとしても、離職の理由を会社都合とした場合 ② 早期退職者募集により人員を整理した場合 ③ 今回の評価の対象となる新規雇用者を解雇した場合</p> <p>【解雇者に該当しない場合の例】 ① 懲戒解雇、若しくは自主退職や定年退職により離職した場合 ② 定年退職者を再雇用したが、その人が高齢等のため職務に耐えられなくなった場合などによる理由で、その人に離職してもらった場合（雇用調整以外の離職） ③ 関連企業（「代表者が同一人の企業の集団」および「連結納税を行っている企業の集団」のことを言います。以下同じ。）内において、他社に配置する目的で自社を会社都合により離職した人については、関連企業内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。</p> <p>【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】 ① 自社に初めて雇用した人（新卒者や関連企業以外の他社を離職した人など）については、1年以上継続して雇用する雇用契約を締結し、現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ② 試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合については再雇用と見なしませんので、通算して1年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。（※） ③ 期間を定めて雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新（再雇用）の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合については、一番最初に採用した時から通算して1年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し評価の対象となります。（※） ④ 新規雇用者の住所および勤務先の所在地は、新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 （※）：②及び③については、15ページに掲げる【例1】を参照ください。 <↓></p>	共同企業体で入札に参加し落札候補者となった場合の取扱い	共同企業体に関する事項	<p>技術資料の別記様式第6-3号【雇用状況報告書】及び第6-4号【雇用状況チェックシート】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。</p> <p>【注意事項】 上記において解雇が無い場合、新規雇用者の人数、総職員数を記入してください。</p> <p>【提出が必要な資料】 新規雇用したことを証明する資料として、評価基準の条件を満たすすべての新規雇用者について、次の資料を提出してください。 ① 雇用期間を定めていない、もしくは1年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し</p> <p>なお、雇用者に労働条件通知書を交付していない場合は、次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ① 雇用した日付 ② 雇用期間（雇用期間の定めが無い場合は、その旨の記載があるもの） ③ 就業の場所 ④ 一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可） <END></p>	13
			解雇がなく、新規雇用あり。 入札参加登録時の総職員数の4%未満の新規雇用 新規雇用者数/総職員数(%) = a (小数点以下第3位四捨五入2位止め)	(a×0.25) +1	(a×0.25) +1	(a×0.25) +1	(a×0.25) +1	(a×0.25) +1	(a×0.25) +1	2	<p>【新規雇用者に該当しない場合】 ① 公告日以降、技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合、もしくは退職することが明らかであり、新規に雇用した人の雇用期間が1年に満たない場合は、その人については新規雇用者として取り扱いません。 ② 期間を定めた雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新（再雇用）の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合については、一番最初に雇用した時から既に2年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。（※） ③ 自社を定年退職した人の継続・再雇用は、新規雇用者として取り扱いません。 ④ 公告日前日から過去2年を超えて雇用していた人の契約期間が満了し、その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合、新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際、期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤ 関連企業内で、離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 ⑥ 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者を評価の対象とするものであり、例えば、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として新規に任用した場合は、新規雇用者として取り扱いません。 （※）：②については、15ページに掲げる【例2】を参照ください。 <↓></p>	当該年度の共同企業体での受注実績は、共同企業体の構成員全員について、出資比率にかかわらず、各々の企業が受注した回数を適用します。 <END>	◎		
			解雇がなく、新規雇用もない。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	<p>【新規雇用者に該当しない場合】 ① 公告日以降、技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合、もしくは退職することが明らかであり、新規に雇用した人の雇用期間が1年に満たない場合は、その人については新規雇用者として取り扱いません。 ② 期間を定めた雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新（再雇用）の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合については、一番最初に雇用した時から既に2年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。（※） ③ 自社を定年退職した人の継続・再雇用は、新規雇用者として取り扱いません。 ④ 公告日前日から過去2年を超えて雇用していた人の契約期間が満了し、その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合、新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際、期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤ 関連企業内で、離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 ⑥ 雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者を評価の対象とするものであり、例えば、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として新規に任用した場合は、新規雇用者として取り扱いません。 （※）：②については、15ページに掲げる【例2】を参照ください。 <↓></p>				
			解雇がある。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	<p><↓></p> <p>「雇用状況」の評価項目は14ページへ続きます。↓</p>				

14	評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
				I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工 事 の 取 扱 い	構 成 員 の 出 資 比 率 を 適 用		
14	新規雇用 (必須)	雇用状況 新規雇用及び解雇の有無 (公告日前日から過去2年間の実績)	解雇がある。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	<p>↓ 13ページの「雇用状況」から続いています。</p> <p>【加点評価での件数制限について】</p> <p>① 配点ランク「2」以上で加点評価し落札候補者とする案件は、当該年度内において3件までとします。</p> <p>② 上記の件数は、開札日を基準日として、総合評価点を決定する際に件数を数えます。</p> <p>③ 同日に開札される案件が複数ある場合、案件番号の小さい順番に総合評価点を決定し、その途中で3件目に到達した場合、それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「2」以上の場合であっても配点ランクは「1」として総合評価点を決定します。</p> <p>④ 落札候補者となり一度件数として数えられた案件については、その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても、そのまま件数として数えます。ただし、落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は、この限りではありません。</p> <p>⑤ 技術資料提出時点において、配点ランク「2」以上の落札候補者の案件が3件未満であれば、評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。技術資料提出後から総合評価点を決定するまでの間に他の案件で3件目に到達した場合、市で評価点を配点ランク「1」に修正します。</p> <p>⑥ どの案件に対して配点ランク「2」以上で評価するかは個々の企業の判断によりますので、配点ランク「2」以上で評価することが可能な場合であっても配点ランクを「1」として評価することは構いません。</p> <p>< ↓ ></p> <p>【配点ランク「2」の計算について】</p> <p>配点ランク「2」に該当する場合の端数処理については、次のとおりです。</p> <p>① 新規雇用者数/総職員数 (%) = a は 小数点以下第3位四捨五入2位止です。</p> <p>② 評価点の (a × 0.25) + 1 は 小数点以下第4位四捨五入3位止です。</p> <p>③ 総職員数は、入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数です。</p> <p>④ 上記申請後に総職員数の変更申請を行った場合であっても、この評価項目の算定においては、総職員数は上記申請時の人数で算定します。</p> <p>< ↓ ></p> <p>【雇用状況の配点ランクが「2」以上の場合における当初落札候補者が辞退もしくは減点により次点の入札参加者等が新たな落札候補者となった場合の次点落札候補者の雇用評価の取扱い】</p> <p>① 件数に数える場合 ⇒ 次点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされ、次点の入札参加者等が、提出すべき技術資料（別記様式第2号～第6-4号）を契約担当課に提出した時点をもって件数を数えます。</p> <p>② 件数に数えない場合 ⇒ 次点の入札参加者等に対して契約担当課から落札候補者となる旨の通知がされたが、技術資料（別記様式第2号～第6-4号）の提出をせず、書面等により辞退の申し出を行った場合は、件数に数えません。（次点の入札参加者等が提出すべき技術資料（別記様式第2号～第6-4号）を契約担当課に提出した後の辞退は、件数に数えます。）</p> <p>③ 補足 上記次点の入札参加者等が、さらに辞退もしくは減点によりさらに次の次点の入札参加者等が新たな落札候補者となった場合は、上記①及び②を準用して行います。</p> <p><END></p>	<p>(再掲)</p> <p>技術資料の別記様式第6-3号【雇用状況報告書】及び第6-4号【雇用状況チェックシート】に、左記の留意事項を参照のうえ記入し、提出してください。</p> <p>【注意事項】 上記において解雇が無い場合、新規雇用者の人数、総職員数を記入してください。</p> <p>【提出が必要な資料】 新規雇用したことを証明する資料として、評価基準の条件を満たす全ての新規雇用者について、次の資料を提出してください。</p> <p>① 雇用期間を定めていない、もしくは1年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書</p> <p>② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し</p> <p>なお、雇用者に労働条件通知書を交付していない場合は、次のことが記載された証明書（使用者の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。</p> <p>① 雇用した日付</p> <p>② 雇用期間（雇用期間の定めが無い場合は、その旨の記載があるもの）</p> <p>③ 就業の場所</p> <p>④ 一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載でも可）</p> <p><END></p>	14		

評価項目	評価内容	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			I型	II型	III型	I型	II型	III型			JV工事の 実績の取 扱い	構成員 の出資 比率を 適用		

15

新規雇用
(必須)

15

【例1】期間を定めた雇用で、新規雇用に該当する例

公告日前日から過去2年間

公告日

技術資料
締切日

最初の雇用
(3ヵ月間)

1回目の更新
(6ヵ月)

2回目の更新
(6ヵ月)

公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去2年間に、最初の雇用があり、且つ、通算して1年以上の雇用契約が確定しているため、評価の対象となります。

【例2】期間を定めた雇用で、新規雇用に該当しない例

公告日前日から過去2年間

公告日

最初の雇用
(3ヵ月間)

1回目の更新
(6ヵ月)

2回目の更新
(6ヵ月)

公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去2年間に、最初の雇用があるものの、通算して1年以上の雇用契約が確定していないため、評価の対象にはなりません。

公告日前日から過去2年間

公告日

最初の雇用
(6ヵ月間)

1回目の更新
(12ヵ月)

2回目の更新
(12ヵ月)

公告日がこの時点での案件については、最初の雇用が公告日前日から過去2年以内にないため（過去2年より前の雇用契約）、評価の対象にはなりません。

【例3】一般的に新規雇用に該当しない例

公告日前日から過去2年間

公告日

技術資料
締切日

雇用期間(15ヵ月間)

退職

退職

雇用期間(15ヵ月間)

公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去2年以内に新規に雇用した人がいても、公告日前および技術資料提出締切日までに退職した場合は、評価の対象にはなりません。